

建設業の働き方が変わりました

労働基準法が改正され、2024年4月1日から建設会社にも時間外労働の上限規制が適用されました。原則として、月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなりました。

以下の4つの点について、ご協力を頂きます様、お願いいたします。

4週8休

働く人を大切にする建設業、ワークライフバランスを充実させる4週8休の取組に対して、ご理解をお願いします。

※群馬県建設業協会では、2024年の行動指針として4週8休への取組を進めています。(裏面参照)

適正な工期

4週8休の確保、時間外労働の削減など、働く人の長時間労働を是正するため、適正な工期の設定にご理解をお願いします。

多様な働き方の理解

技術者の働き方改革を進めるため、勤務間インターバルの取組、男性の育児休業取得の促進、女性の再就職の応援、リモート勤務等の多様な働き方の実施について、ご理解をお願いします。

契約見直しに関する協議

建築確認申請の遅れ、施主様のスケジュール変更や設計内容の変更、資材価格の高騰などにより、当初契約では施工が難しくなる場合には、工期の延長や請負価格の変更など契約条件の見直しについて、柔軟な協議をお願いします。

